

保険料の計算のしかた

下の表は、国民健康保険に4人加入している場合で、平成10年中の4人の賦課基準額の合計が1,570,000円、平成11年度の固定資産税額が30,000円という世帯の例です。

それぞれ決められた料率をかけ、均等割と平等割を合算して出てきた年間の保険料が217,700円。この額が納入年額となります。(100円未満の端数が出た場合には切り捨て)。なお、4月から6月の3カ月で56,400円納めていますので、この額を差し引いた残りの161,300円を9カ月で割ったものが精算後の月額保険料となります。



〈例〉

区 分	賦 課 基 準	料 率	算 出 額
所 得 割	1,570,000 円	8.65 %	㊦ 135,805 円
資 産 割	30,000 円	23.00 %	㊧ 6,900 円
均 等 割	4 人	15,000 円	㊨ 60,000 円
平 等 割	1 世 帯 当 たり	15,000 円	㊩ 15,000 円
算 出 年 額 ㊦+㊧+㊨+㊩	条 例 に よ る 減 額		限 度 超 過 額
	均 等 割 分	平 等 割 分	
㊪ 217,700 円	㊫	㊬	㊭ 円
納 入 年 額 ㊪-㊫-㊬+㊭	前月までに納入すべき額	差引納入額 ㊭-㊫	精 算 後 の 納 入 額
㊮ 217,700 円	㊯ 56,400 円	161,300 円	7 月 8 月からの月額
			18,100 円 17,900 円

**賦課限度額は、
53万円に据置き。**

平成11年度の国民健康保険料の賦課限度額
(最高額)は、平成10年度と同様53万円です。

— 保険料に関するお問い合わせは —

保険年金課 保険給付係 ②番窓口 ☎24-2111 内線135・136

平成11年度

国民健康保険料の料率決定と計算方法

— 所得割、資産割引き下げ、その他据置 —

①所得割…賦課基準額 × $\frac{8.65}{100}$
(平成10年度 $\frac{8.70}{100}$)

②資産割…土地・家屋に
かかる
固定資産税額 × $\frac{23.00}{100}$
(平成10年度 $\frac{24.00}{100}$)

③均等割…被保険者数 × 15,000円
(平成10年度 15,000円)

④平等割…1世帯につき × 15,000円
(平成10年度 15,000円)

料率の決定にあたっては、平成11年度の医療費を推計したうえで保険料の賦課割合や、当市の国保財政の現状などを考慮して決定いたしました。

料率は左の表のとおりで、これら①～④までの合計額が今年度の保険料になります。そのうち4月から6月までの暫定保険料を差し引いた金額が今後9カ月間で納めていただく額になります。

賦課基準額の求め方

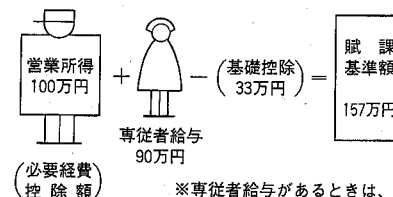
■給与所得の場合

〈給与収入額300万円の場合〉

収入額 (給与支払額) 300万円	給与所得控除 192万円	基礎控除33万円 割増控除2万円
	給与所得 108万円	賦課基準額 157万円

■営業所得の場合

〈営業所得100万円、専従者給与がある場合〉



※専従者給与があるときは、
営業所得にプラスします。
(専従者の給与所得はゼロ)

■公的年金等の収入の場合

〈年金収入額376万円の場合〉

〈昭和9年1月1日以前に生まれた人〉

⑤ 収入額 376万円	所得へ換算 207万円	基礎控除33万円 + 割増控除17万円
		157万円

※賦課基準額算定にあたっては、住民税と異なり、所得控除のうち、基準控除以外の各種控除(配偶者、扶養、高齢者、医療費、社会保険料控除など)は適用されません。